

一般競争入札による都市整備局用地の
一時貸付け参加要領

平成29年12月

東京都都市整備局

《 目 次 》

◆ 入札物件	1
◆ 一般競争入札参加要領	2
◆ 土地賃貸借契約書（案）	7
◆ 案内図・明細図	11
◆ 入札保証金について	14
◇ 一般競争入札参加申込書・受付書	
◇ 土地使用説明書	
◇ 土地使用説明書（記入例）	
◇ 宣 誓 書	
◇ 質 疑 書	
◇ 委 任 状	

問い合わせ先

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都 都市整備局 都営住宅経営部 住宅整備課 活用推進担当

電話 03-5320-5053 FAX 03-5388-1477

担当：坂本、渡辺

入札物件

1 入札物件

物件番号	名称 (所在)	用途地域	地積	参考価格 (年間賃料)	更新 可能 回数
1	井草三丁目アパート (杉並区井草三丁目 44 番 3)	準住居地域	48.85 m ²	344,000 円	4
2	西保木間一丁目第2アパート (足立区西保木間一丁目 2373 番 9)	第一種中高層 住居専用地域	229.23 m ²	1,288,000 円	4
3	八王子石川町第2アパート (八王子市石川町 1845 番 1 及び 1845 番 10 のうち)	第一種中高層 住居専用地域	7,469.11 m ² のうち 1,515.08 m ²	2,655,000 円	4

2 貸付期間

物件番号1及び2については、平成30年3月27日から平成31年3月26日までとする。

物件番号3については、平成30年3月1日から平成31年2月28日までとする。

ただし、貸付期間には、土地使用のための整備に要する期間及び使用終了後の原状回復に要する期間を含むものとする。

また、期間の更新は、借受者からの申請によるものとし、更新する期間は1年を単位とする。

物件番号1及び2については、更新回数を4回までとする。ただし、4回目の更新による賃貸借期間は平成35年3月26日までとする。

物件番号3については、更新回数を4回までとする。ただし、4回目の更新による賃貸借期間は平成35年2月28日までとする。

一般競争入札参加要領

一般競争入札による都市整備局用地の一時貸付に参加される方は、次の各事項をご承知の上、入札してください。

(入札に付する物件)

第1 入札に付する物件は、11 ページから 13 ページの案内図・明細図に記載のとおりです。

(貸付地の使用制限)

第2 この土地の使用に当たっては、臨時設備の設置その他一時使用のために使用する以外の用に供することはできません。

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動の用に供することはできません。

4 騒音・振動・悪臭等、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれのある用に供することはできません。

5 原則として、自動車等の出入口を設置する場合、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路又は一般交通の用に供するその他の場所に設けなければなりません。

6 原則として、この土地に存在する樹木を伐採することはできません。

7 土地利用を規定する諸法令に違反する用に供することはできません。

(入札に参加することができない者)

第3 次のいずれかに該当する者は、この入札に参加することができません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者(一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者)

(2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

(3) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者

(4) (2)及び(3)に掲げる者から委託を受けた者並びに(2)及び(3)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員

(5) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)第5条第1項に基づく排除措置期間中の者

(6) 東京都競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱(平成18年4月1日17財経総第1543号)に基づく指名停止期間中の者

(契約に当たって付する契約条件)

第4 契約に当たって付する条件は、7ページから10ページに示す土地賃貸借契約書のとおりです。土地賃貸借契約書の条文をよく確認の上、入札に参加してください。

(物件の確認)

第5 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、貸付物件について、東京都の提供資料のみによらず、自らが必ず現地及び諸規制に関し調査及び確認を行ってください。

(入札参加申込み)

第6 入札参加者は、平成29年12月4日(月)から平成29年12月15日(金)(いずれの日も午前9時から午後5時まで。土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は受付を行いません。)に一般競争入札参加申込書、土地使用説明書及び宣誓書並びに印鑑登録証明書を持参により提出し、受理されなければ入札することができません。

法人は、上記書類とあわせ、会社事業案内及び登記簿謄本を提出してください。

なお、申込みの際提出する関係書面には、**印鑑登録済みの印**を押印してください。

2 入札参加申込みの受付場所は、次のとおりです。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎8階北側 都市整備局都営住宅経営部住宅整備課

(入札に関する質問)

第7 この参加要領に関する質疑があるときは、別添質疑書及び質疑書別紙を作成の上、平成29年12月4日(月)から平成29年12月11日(月)(いずれの日も午前9時から午後5時まで。)にFAXで提出してください。FAX送信後は、電話で質疑書送信の旨を連絡してください。質疑書以外による質疑は受け付けません。なお、回答はメール等により入札参加申込みを受けたすべての方に対して平成29年12月13日(水)までに回答します。

(入札参加申込書の不受理)

第8 入札参加申込みの際に提出された書類の内容が、本要領第2に掲げる使用制限に抵触する場合及び土地賃貸借契約書で規定する借入人の義務に明らかに違反する場合は、入札参加申込書を受理しません。

(入札及び開札の時間)

第9 入札及び開札の時間は、次のとおりです。

期 日	平成29年12月21日(木)	
入札時間	物件番号1	午前10時00分
	物件番号2	午前10時20分
	物件番号3	午前10時40分
開札時間	各入札終了後即時	

(入札及び開札の場所)

第10 入札及び開札の場所は、次のとおりです。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎8階北側 11A会議室

(入札保証金)

第11 入札参加者は、各自の見積もる金額の100分の3以上の入札保証金(現金)を、

都の発行する入札保証金納付書により、当日、入札の前に次の場所で納付しなければなりません。入札保証金納付書は、入札参加申込受付時に交付します。

納付場所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎8階北側

都市整備局 都営住宅経営部 資産活用課 資産処理担当

- 2 入札保証金の納付は、東京若しくは横浜手形交換所加盟金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（振出しの日から起算し、8日を経過していない小切手）の提供をもってこれに代えることができます。

（入 札）

第12 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札保証金納付証明書及び一般競争入札参加申込受付書を同封して所定の入札箱に投入してください。

- 2 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、当該代理人に委任状を入札書に同封させてください。

- 3 入札書は、入札参加申込受付時に交付します。

入札書には、**印鑑登録済みの印**を押印してください。

（入札金額の表示）

第13 入札金額は、物件の賃料（1年分）の総額を表示してください。入札金額の算出に当たっては、次の事項に留意してください。

- (1) 使用目的のため、土地の整備や設備・工作物・仮設建物等の設置又は既設工作物等の撤去を行う場合、それに掛かる費用は借受者において負担するものとする。
- (2) 設備設置等に付随して発生する光熱水費及び維持管理費等は、借受者において負担するものとする。
- (3) 土地の使用に当たり、歩道の切下げや植栽・車止めの移動・撤去等が必要と判断される場合、道路管理者への申請等諸手続及び施工は、借受者の責任において行うものとする。
また、それに掛かる費用は、借受者において負担するものとする。
- (4) 貸付期間終了後は、借受者の負担において原状復帰するものとする。(3)の施工を行った場合、原状復帰の必要性については借受者において確認し、管理者から原状復帰を求められた場合は、借受者の責任及び費用負担においてこれを行うものとする。

（入札書の書換え等の禁止）

第14 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

（開 札）

第15 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行います。

- 2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない都職員を立ち合わせます。

（入札の無効）

第16 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札の前に第11に定める入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札金額（第18の再度入札を含む）の100分の3に満たない入札保証金を納入した

者のした入札

- (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの
- (5) 同じ物件について2通以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又は最初の入札以外のもの
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者に係る入札
- (7) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- (8) 入札書に入札保証金納付証明書及び一般競争入札参加申込受付書を同封しないでなされた入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者)

第17 落札者は、都の予定価格以上の価格で入札した者のうち最高の価格をもって入札した者とします。

(再度入札)

第18 開札した場合に、予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

2 再度入札の回数は、原則として2回以内とします。

3 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第16の規定により無効とされなかった者に限ります。

(再度入札の入札保証金)

第19 再度入札を行う場合には、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなします。ただし、納付済の入札保証金は再度入札において各自が見積もる金額の100分の3以上であることが必要です。

(くじによる落札者の決定)

第20 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない都職員がくじを引くことをもって落札者を決定します。

(入札結果の通知)

第21 開札した場合に、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。この場合に、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。

(落札者の決定の取消し)

第22 落札者と決定された者が、第3に定める者に該当することが、第25の規定により契約が確定するまでの間に判明した場合は、当該決定を取り消します。

(落札者の責務)

第23 落札者は、契約締結までに、賃借する土地の近隣住民に、この土地の利用について

十分な説明を行わなければなりません。

(契約の締結)

第24 落札者は、物件番号1及び2については平成30年3月20日(火)までに、物件番号3は平成30年2月22日(木)までに別に定める様式の契約書により契約を締結しなければなりません。

(契約の確定)

第25 契約は、都が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定します。

(入札保証金の返還等)

第26 落札者以外の者が納付した入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された小切手を含みます。)は、落札者決定後、直ちに納付した場所で、入札保証金領収書と引換えに返還します。

2 落札者が納付した入札保証金は、賃料の一部に充当します。

(入札保証金の利息)

第27 入札保証金は、その受入期間について利息を付けません。

(入札保証金の没収)

第28 落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、都に帰属することとなります。

(賃料の支払期限)

第29 契約締結と同時に、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において、賃料の全額を支払っていただきます。

(その他)

第30 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とします。

- 2 本件入札手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- 3 入札物件は、事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがあります。なお、この場合、入札に参加した費用(調査費等)は補償しません。

土地賃貸借契約書(案)

賃貸人東京都を甲とし、賃借人 _____ を乙とし、甲乙間において、次の条項により、一時使用のための土地賃貸借契約を締結する。

(賃貸物件)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地（以下「この土地」という。）を、乙に賃貸する。

所 在	地 目	地 積

(使用の目的)

第2条 乙は、この土地を、 _____ として一時使用するものとする。この場合において、一時使用の範囲内で、この土地に工作物又は臨時的な仮設建物を設置しようとする場合、乙は、事前に書面による甲の承認を得なければならない。

(賃貸借の期間)

第3条 この土地の賃貸借の期間は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。

(期間の更新)

第4条 乙は、賃貸借期間の満了後、引き続いてこの土地を第2条の目的で1年間賃借しようとするときは、賃貸借の期間満了前3月までに書面をもって甲に申し出なければならない。

2 期間の更新は 回限りとし、更新後の期間における賃貸借条件は、更新前の条件と同一とする。

3 期間の更新は、改めて契約を締結することにより処理する。

(賃料の支払い)

第5条 乙は、この土地の賃料として金 _____ 円を、この契約締結と同時に、甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。

(転貸の禁止等)

第6条 乙は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) この土地を転貸し、又はこの土地の賃借権を譲渡しないこと。

(2) この土地の形質を変改しないこと。

(3) この土地及びこの土地に設置した工作物又は臨時的な仮設建物を第2条の目的以外に使用しないこと。

(4) この土地に設置した工作物又は臨時的な仮設建物を増改築しないこと。

(5) この土地に設置した工作物又は臨時的な仮設建物に係る所有権を登記しないこと。

(6) この土地に設置した工作物又は臨時的な仮設建物に係る占有名義を変更しないこと。

(賃借人の義務)

第7条 乙は、この土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 乙は、この土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供してはならない。

3 乙は、この土地を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

4 この土地を使用して乙が行なう事業に伴う一切の責めは、乙が負う。

5 乙は、この土地の使用状況を甲が容易に把握できるように6月を超えない期間毎に写真撮影し、直ちに甲に写真を提出しなければならない。

6 甲がこの土地の管理上必要な事項を乙に通知した場合、乙は、その事項を遵守しなければならない。

7 乙は、この土地の使用にあたっては、近隣と調和のとれた利用を行うとともに、近隣住民の迷惑とならないよう、十分に配慮しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第8条 乙は、この土地に対して支出した必要費、有益費その他一切の費用について、これを甲に請求しないものとする。

(調査協力義務)

第9条 甲は、この土地について、随時、その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

(違約金)

第10条 乙は、第7条第1項又は第2項に定める義務に違反したときは、甲に対し、第5条の賃料の3倍に相当する額の違約金を支払わなければならない。

2 乙は、正当な理由なく前条に定める義務に違反して実地調査に協力しなかったときは、甲に対し、第5条の賃料に相当する額の違約金を支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、催告をしないで、この契約を解除することができる。

(1) 第5条の賃料を支払わなかったとき。

(2) 第6条の規定に違反したとき。

(3) 第7条第2項の規定に違反したとき。

(4) 前条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

2 甲は、前項に規定する場合を除くほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告の上、この契約を解除することができる。

3 甲は、賃貸借期間満了前であっても、この土地を公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法第238条の4第5項の規定に基づき、この契約を解除することができる。

この場合において、契約の解除に伴うこの土地の原状回復及びこの土地の返還等については、甲乙協議の上定めるものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合においては、甲の受けた損害を賠償しなければならない。

この場合において、甲は既納の賃料を乙に返還しない。

5 前4項に規定する場合を除き、甲及び乙の責めに帰することができない事由によって、第2条の目的を達成することができなくなったときは、甲乙協議の上契約を解除することができる。

(原状回復)

第12条 乙は、前条第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合においては甲の指定する期日までに、本件賃貸借期間が満了した場合には賃貸借期間の満了日までに、自己の責任と負担とで、この土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が書面により原状回復を免除した場合は、この限りでない。

2 甲は、乙が前項に定める原状回復を行わない場合には、乙に代わって、この土地上に存する物件を収去し原状回復することができる。この場合において、乙は甲による原状回復について、異議を申し出ることができず、また、甲が原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(立退料等)

第13条 乙は、この土地を甲に返還する場合において、返還に伴って発生する費用及び立退き料等一切を甲に請求してはならない。

(損害金)

第14条 乙がこの土地の返還を遅延した場合は、乙は甲に対して、契約を解除されたときには解除の日の翌日から、賃貸借期間が満了したときにおいては満了した日の翌日から、返還完了の日までの日数に応じ、1日当たりの賃料相当額に当該日数を乗じて得た額の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

2 前項の1日当たりの賃料相当額は、第5条に規定する賃料の額を365で除して得た金額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(契約の費用)

第15条 次に掲げる費用は、乙の負担とする。

(1) この契約の締結に要する費用

(2) 第17条の規定により公正証書を作成する場合は、公正証書の作成に要する費用

(管轄裁判所)

第16条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(公正証書の作成及び強制執行の認諾)

第17条 乙は、甲の請求がある場合には、この契約に関し、公正証書を作成するものとし、第14条の規定による損害金につき、甲が判決を得ることなく直ちに強制執行を行うことについて、異議がないことを認諾する。

(疑義の決定等)

第18条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第19条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

平成 年 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都
契約担当者 都市整備局長 邊見隆士

乙

暴力団等排除に関する特約条項（土地賃貸借契約）

（暴力団等排除に係る契約解除）

- 第1条 甲は、乙が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲に対し、土地賃貸借契約書第5条の賃料の3倍に相当する額の違約金を支払わなければならない。
 - 3 前項の違約金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
 - 4 乙は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の受けた損害を賠償しなければならない。
 - 5 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。
 - 6 土地賃貸借契約書第12条第1項及び第2項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

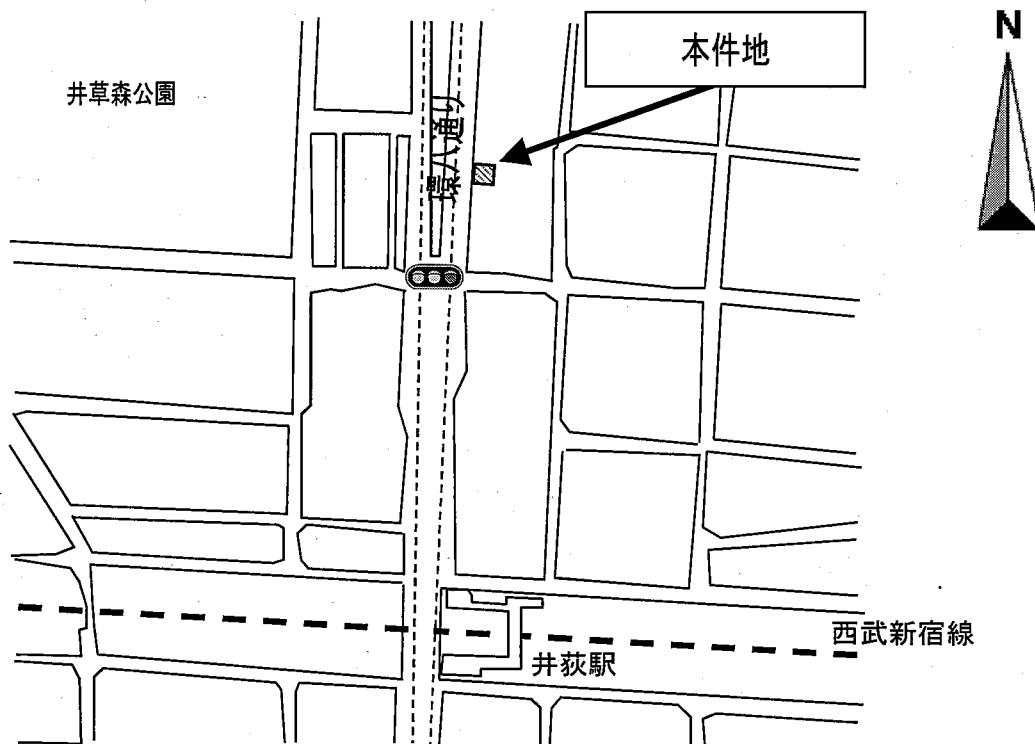
（不当介入に関する通報報告）

- 第2条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
 - 3 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、都の契約から排除する措置を講ずることができる。

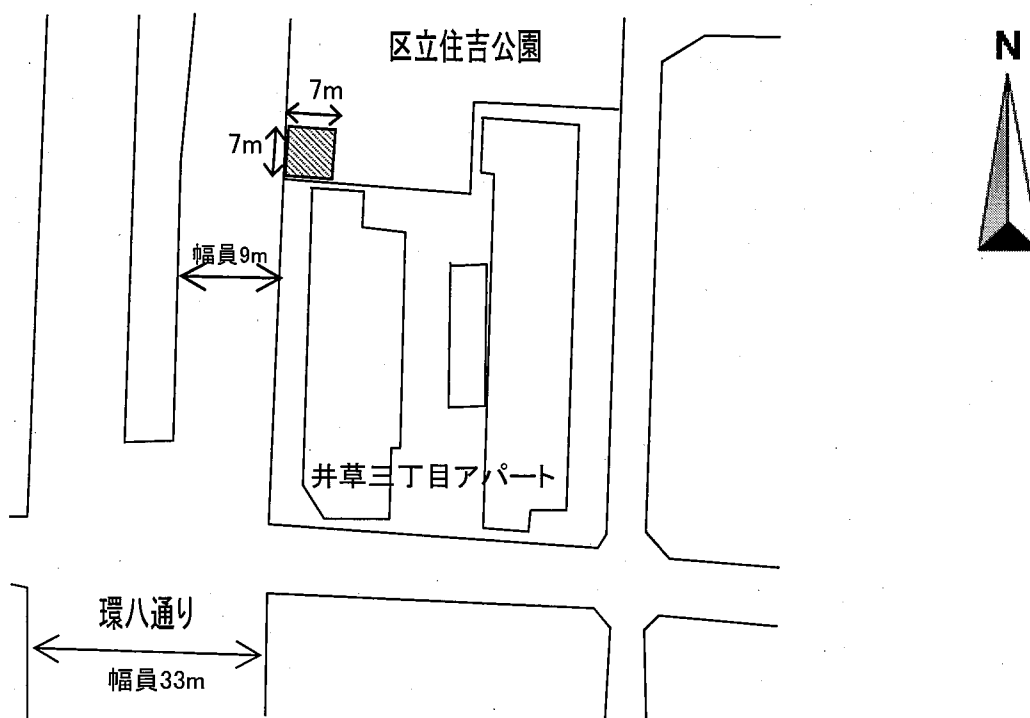
土地の所在	杉並区井草三丁目44番3	地積	48.85m ²
住居表示	杉並区井草三丁目15番	参考価格	344,000円

案 内 図

西武新宿線「井荻」駅下車 約240m 徒歩3分



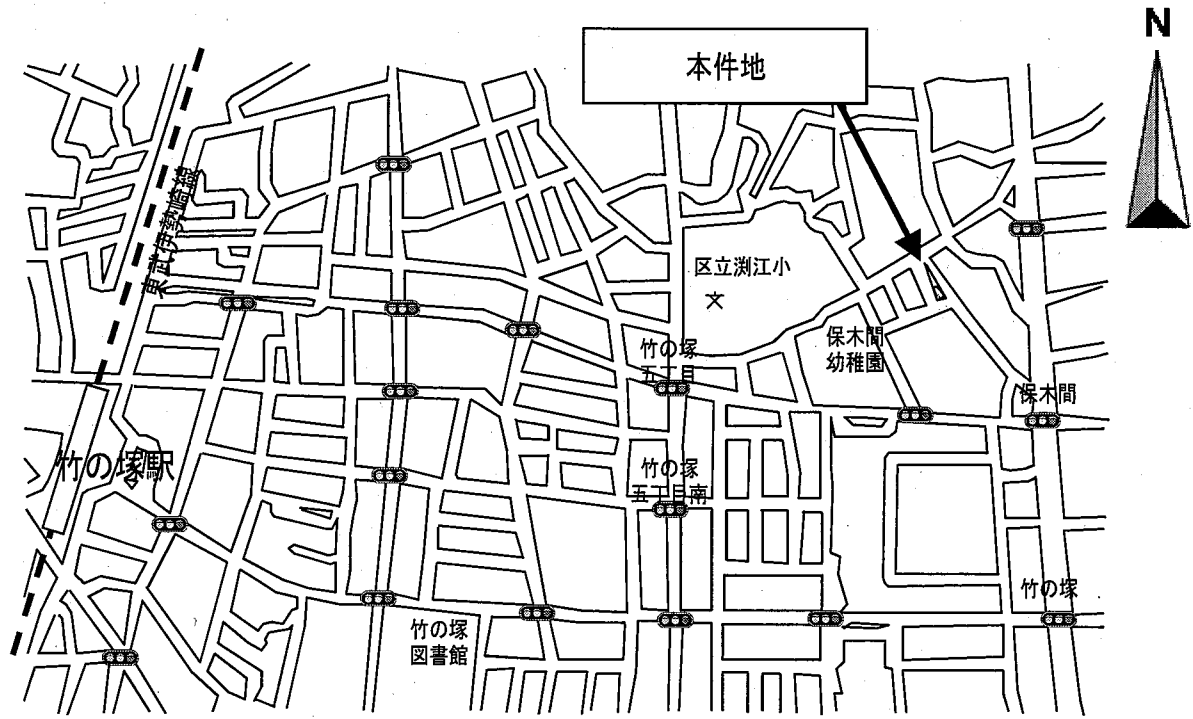
明 細 図



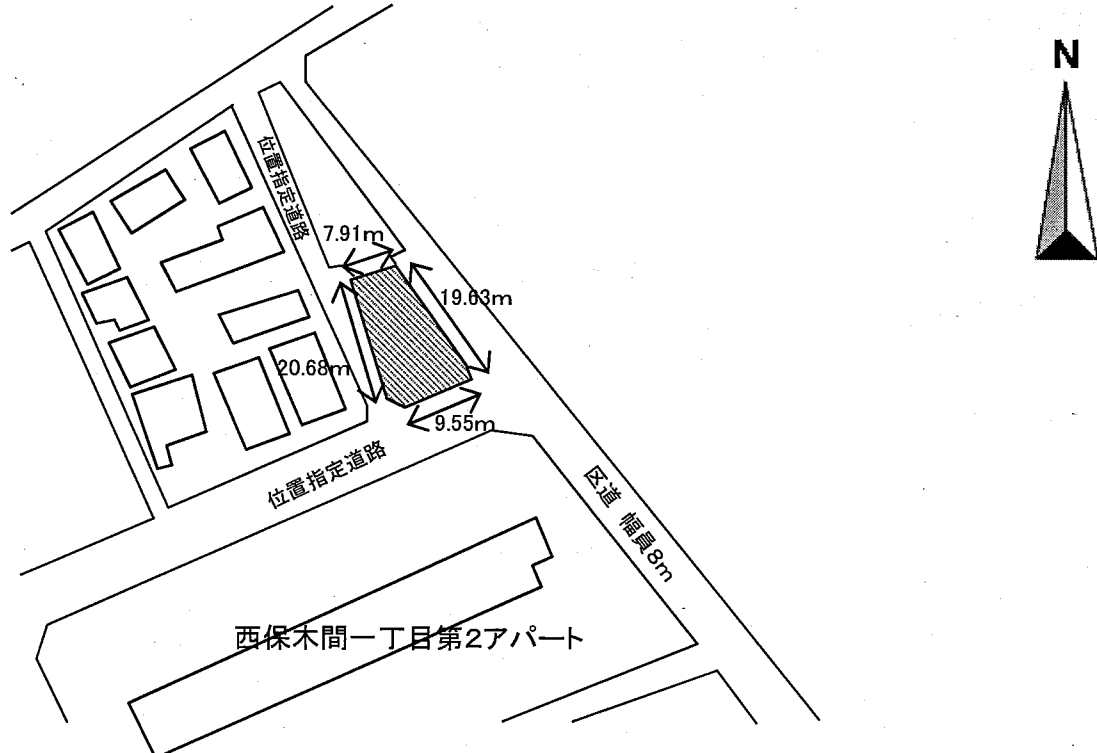
土地の所在	足立区西保木間一丁目2373番9	地積	229.23㎡
住居表示	足立区西保木間一丁目4番	参考価格	1,288,000円

案内図

東武伊勢崎線「竹の塚」駅下車 約1200m 徒歩15分



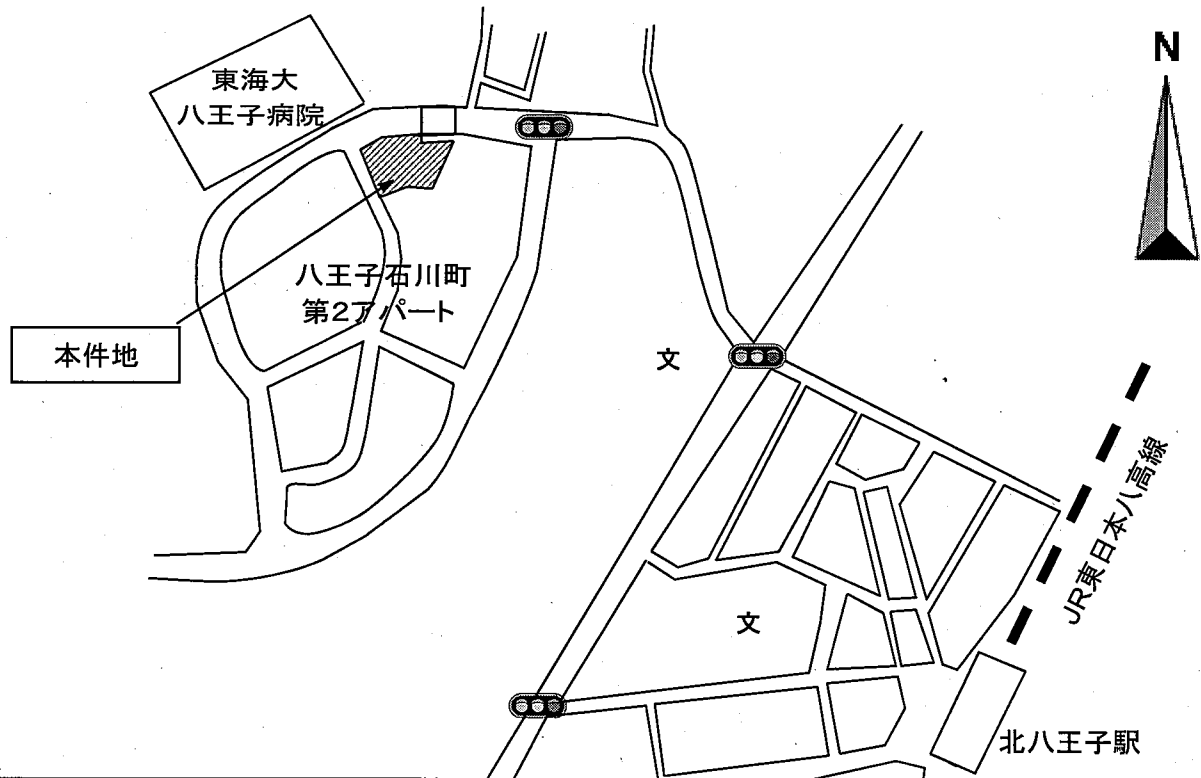
明細図



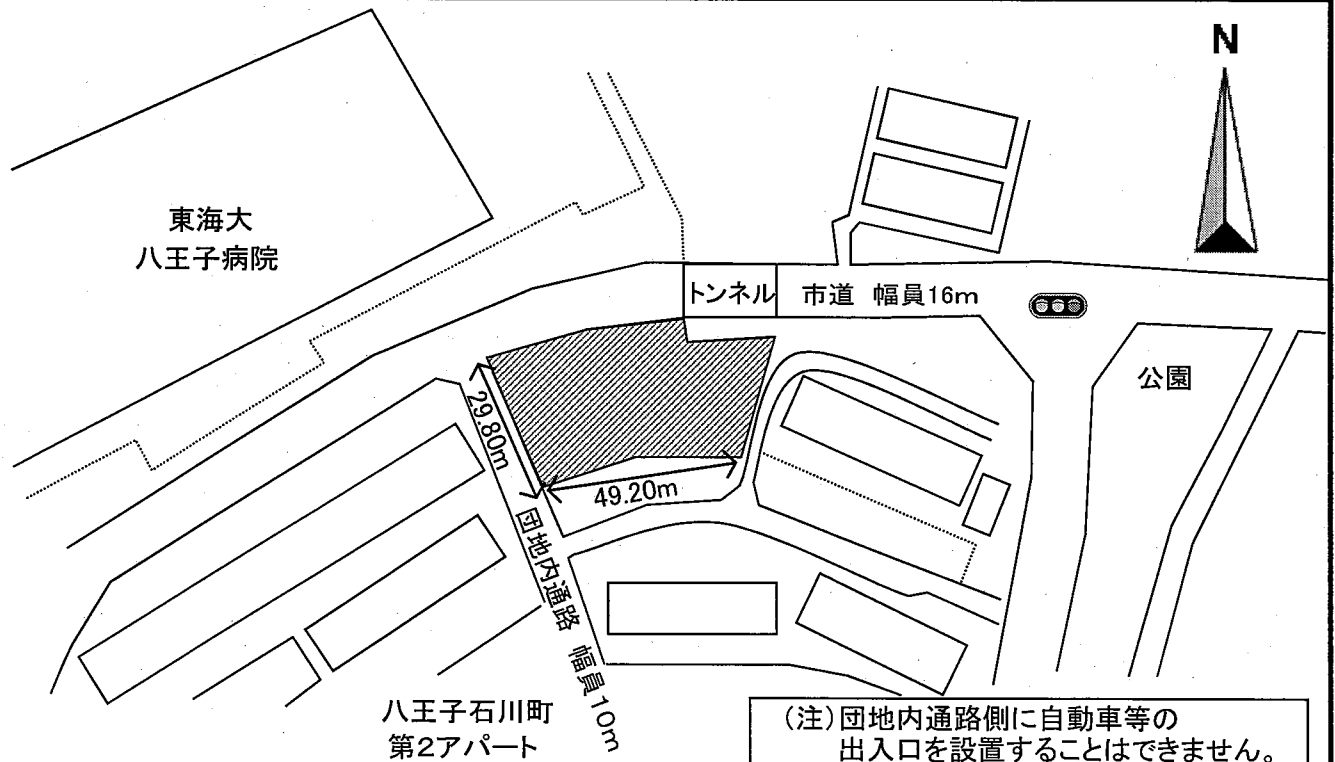
土地の所在	八王子市石川町1845番1及び1845番10のうち	地積	7,469.11㎡のうち 1,515.08㎡
住居表示	八王子市石川町1920番	参考価格	2,655,000円

案内図

JR東日本八高線「北八王子」駅下車 約750m 徒歩10分



明細図



入札保証金について

- 1 入札保証金を小切手で納入する場合は、東京若しくは横浜手形交換所加盟金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手によること。

東京手形交換所加盟金融機関が振り出した小切手は「東京」と、横浜手形交換所加盟金融機関が振り出した小切手には「横浜」と、それぞれ小切手の右上に表示されている。

- 2 小切手は、振出しの日から起算して8日以内のものであること。
- 3 複数の物件で入札保証金を納付する場合は、全額一括とせず、現金・小切手ともに1件ごとに納付すること。現金の場合、釣銭のないようにすること。
- 4 「入札保証金納付書兼納付証明書」の納入者住所・氏名欄に、代表者印（入札参加者印）の漏れがないよう注意してください。

(参考)

小 切 手	
(株) ○○銀行○○店	東京 1301 000X- 111
東京都○○区○○町○丁目	
金額	
¥ 1, 0 0 0, 0 0 0 ※	
上記の金額を持参人へこの小切手と引替えにお支払いください	
拒絶証書不要	
振出日 平成 年 月 日	
東京都○○区 株式会社 ○○銀行 ○店	
○○○店長 東京 太郎	
0 1 - 2 3 4 5 - 6 7 8 9 - 0 1 2 3 4 5 - 6 7 8 9 0	

受付番号

一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

東京都都市整備局長 殿

一般競争入札に参加したく、下記のとおり申し込みます。

記

1 入札参加物件

土地の所在

2 申込人

住所

氏名

実印

連絡先 ()

担当

(注) 申込書には、印鑑登録済みの印を使用してください。

一般競争入札参加申込受付書

住所

氏名

殿

下記物件について、一般競争入札参加申込みを受け付けました。

なお、当日は、この受付書を入札書及び入札保証金納付証明書と同封して入札してください。

記

入札参加物件

土地の所在

平成 年 月 日

東京都都市整備局

物件番号

土地 使用 説明 書

平成 年 月 日

東京都都市整備局長 殿

住 所
氏 名

担当者
電 話

- 1 賃借予定地（土地の所在地）
- 2 使用目的（具体的に）
- 3 使用方法（平面図、立体図添付）
- 4 賃借地の管理方法
 - (1) 自社管理又は委託管理
 - (2) 近隣トラブルへの対応
 - (3) 清掃・除草等
- 5 添付書類（法人の場合）
貴社の事業内容及び登記簿謄本

説明書提出期限 平成○年○月○日（○）

提出・問い合わせ先

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都都市整備局都営住宅経営部住宅整備課

電話 03-5320-5053 FAX03-5388-1477

担当：坂本、渡辺

物件番号

(記入例)

土地使用説明書

平成 年 月 日

東京都都市整備局長 殿

住 所 新宿区西新宿〇-△-▲

氏 名 東京〇〇株式会社

代表者名 東京 太郎 印

〔 法人その他の団体にあつては、その事務所
又は事業所の所在地、団体の名称及び代表者
の氏名 〕

担当者 東京 次郎

電 話 03-5388-2780

- 1 賃借予定地（土地の所在地）
〇〇区△△町1番23
- 2 使用目的（具体的に）
月極駐車場として運営し、住民に提供する。
- 3 使用方法（平面図、立体図添付）
二段式立体駐車場として、工作物を設置する。なお、その配置図は、別添図面のとおりに。
- 4 賃借地の管理方法
 - (1) 自社管理又は委託管理
自社管理とする。ただし、夜間（22時～5時）は委託管理とする。
 - (2) 近隣トラブルへの対応
賃借地に苦情等の連絡先を掲示し、自社社員が24時間対応する。
 - (3) 清掃・除草等
週2～3回清掃する。また、除草は年2回する。
- 5 添付書類（法人の場合）
事業内容及び登記簿謄本

説明書提出期限 平成〇年〇月〇日（〇）

提出・問い合わせ先

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都都市整備局都営住宅経営部住宅整備課

電話 03-5320-5053 FAX03-5388-1477

担当：坂本、渡辺

平成 年 月 日

質 疑 書

東京都都市整備局長 殿

住 所

氏 名

実印

「一般競争入札による都市整備局用地の一時貸付け参加要領」について
質疑がありますので、別紙のとおり提出します。

(事務担当者)

所属・職名

氏名

電話

メールアドレス

<p>質 疑 事 項</p>	<p>(参加要領 頁 第 項 行目)</p>
<p>内 容</p>	

注 質疑事項は、1件について1枚とします。

なお、必要な場合は参考として図面等を添付してください。

宣 誓 書

下記の各事項に該当しない者であることを宣誓します。

平成 年 月 日

東京都都市整備局長 殿

住 所

氏 名

実印

記

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者）
- 2 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- 3 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者
- 4 2 及び 3 に掲げる者から委託を受けた者並びに 2 及び 3 に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- 5 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者
- 6 東京都競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止期間中の者

委任状

代理人 住所
氏名 実印

私は、上記の者を代理人と定め、下記所有地の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

記

名称	所在地	地積
		m ²

平成 年 月 日

東京都都市整備局長 殿

住所
氏名 実印